

第7回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月6日（木）午前9時00分から午前9時20分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員（13人）

議長 13番 松原 悟
議席 1番 奥村 彰朗
議席 2番 森 とみ子
議席 3番 後藤 清
議席 4番 安達 純彦
議席 6番 松原 正孝
議席 8番 渡邊 義一
議席 9番 岩村 好廣
議席 10番 近藤 秀隆
議席 11番 松原 克雄
議席 12番 加藤 孔仁
議席 14番 森 幸泰
議席 15番 森 茂信

4. 欠席委員（1人）

会長 5番 岩田 壽

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 西川 雪秀
書記 田中 裕介
書記 亀井 昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議長	令和5年第7回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに5番岩田会長から欠席の連絡を受けていることを報告した。 挨拶を述べた。
	議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を4番安達委員 10番近藤委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。
	次に、日程第2号議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第10号 朗読】 使用貸借の申請であり、転用目的は分家住宅の新築、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
10番委員	申請地は数年前より遊休農地であったため、東側の畠や西側の住宅に影響がないように実施していただければ問題ない旨述べた。
議長	事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議長	議案第10号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議長	議案第10号については、原案のとおり県へ進達するものとして、日程第3号報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第1号 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議長	事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。

	(意見等なし)
議長	続いて報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 番号1～2 朗読】 番号1は一般個人住宅、番号2は専用住宅及び駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、番号1については、以前「農地法第5条の届出」が提出されており、所有者の変更に伴う再提出であるため、理由書も一緒に提出された旨説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
13番委員	番号1については、事務局から説明されたとおり、以前の農地転用から目的等は変更されておらず、所有者のみの変更で、現在の状況もしっかりと土砂等の流出防止に努めていますので、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。
11番委員	番号2については、1,000m ² を超える開発ですが、専用住宅と駐車場は一体利用として使わず、北側の工場への貸駐車場にするため、専用住宅と駐車場それぞれで1,000m ² を超えないため開発許可が要らない旨、申請者より説明がありましたので、計画どおり施工してもらえば問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和5年第7回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 8月 1日

議長 杉原悟
 委員 安達純彦
 委員 近藤秀隆